

## 令和2年第7回安中市農業委員会会議録

- 開催日時 令和2年7月27日（月） 午後1時30分～午後3時32分
- 開催場所 安中市役所第201会議室
- 出席委員 （17人）

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	
- 欠席委員 （なし）
- 議事日程

日程第 1		議事録署名人の指名について
日程第 2		会務の報告について
日程第 3	議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請審議について （保留分）
日程第 4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 7	議案第5号	安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について
日程第 8	議案第6号	農用地利用集積計画の承認について
日程第 9	議案第7号	農用地利用配分計画の意見について
- 農業委員会事務局職員

事務局長	上原 充	庶務兼農業振興係長	山田 幸則
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

### 会議の概要

議長 ただいまから令和2年第7回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、それでは1番、上原正孝委員・15番、宇佐美幸雄委員両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。議案の22ページを御覧ください。

令和2年6月25日開催の第6回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係2件、5条関係18件につきましては、令和2年7月16日付で許可書を交付いたしました。

23ページを御覧ください。現況証明の6月分の取扱いについてですが、2件、2筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

続きまして、別紙でお配りしたA4で1枚紙の令和2年度第7回総会報告案件一覧を御覧ください。令和2年度西部農村女性会議役員会が6月30日に高崎市合同庁舎で開催され、上原恵美子委員が出席いたしました。

第5回群馬県農業会議通常総会が6月30日、群馬県農協ビルで開催され、竹内会長が出席しました。本総会で竹内会長が監事に選任されました。総会終了後、第2回群馬県農業会議理事会が開催され、竹内会長が出席しました。

第2回安中市景観計画策定委員会が7月3日に安中市役所で開催され、竹内会長が出席しました。第4回常設審議委員会が7月16日に群馬県農協ビルで開催され、竹内会長が出席しました。

また、令和2年度第2回安中市議会臨時会が7月22日に開催され、承認が1件、議案が3件提出され、3件の議案全てが採択されました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請審議について（保留分）を議題とします。

本案について第6回農業委員会総会で議案第3号、番号20番、かねてより問題のある土地であることから連合審査とした案件で、県廃棄物リサイクル課、県農業構造政策課との調整及び協議を行っており、協議の結果を踏まえた対応とすることから保留とした案件です。

現在の状況について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。（保留分）令和2年7月27日提出。安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第5条（保留分）の申請は議案書1ページ記載の1件です。本案件につきましては、過去に大きな事件を起こした場所であり、〇〇川に汚泥が流出し、地域住民の生活に被害を及ぼし、現在まで問題は解決していない場所です。当該用地の過去の経過については、前回の総会で説明及び資料を配付させていただいたところです。前回の総会において、産業廃棄物が不法投棄されているこの場所については、慎重な対応が求められているため、県の産業廃棄物所管部署の廃棄物リサイクル課と農地法を所管している農業構造政策課に連絡調整及び協議を行っているため、保留対応を行いました。

県農業構造政策課と廃棄物リサイクル課、さらに安中市環境整備課など、市長部局との調整の結果でございますが、農地転用許可申請の可否について、当該用地は汚泥流出の原因者が過去に提出した農地法5条申請を否認している土地で、産業廃棄物が不法投棄されたままになっている場所であり、廃棄物処理及び清掃に関する法律に違反しています。そのため、法令違反をそのままにした5条転用申請は、許可し難いと考えられます。しかし、汚泥が搬入されてから20年以上農地ではない状態が続いていること、土地所有者に瑕疵は認められないこと、撤去は多額の費用がかかるため、農地に復旧できる可能性は将来にわたって考えられないこと、さらに群馬県環境森林部廃棄物リサイクル課では、廃棄物は流出のおそれもなく、経年により無害化しており、廃棄物の撤去は現実的ではないため、このままの状態を保全していきたいと考えていること、周辺に農地はなく、農地行政上も支障がないことなどから、事務局の案として、農地法第5条申請は不要とし、農地に該当しない土地として非農地判断を提案するものでございます。

A3でお配りした書類、2枚綴りである紙があると思うのですが、こちらを御

覧ください。下記の土地の非農地判断について審議のうえ議決願いたい。

令和2年7月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

所在地番、面積、所有者は、5条申請と同じです。中ほどの農振区分は白地、遊休農地調査区分は非農地扱いで、調査なし。現地確認は6月19日に会長、職務代理、地元の磯貝委員、大沢委員とで現地調査を行い、判断地目は雑種地としたものでございます。

採決になりましたら、別紙2枚目にございます非農地通知（案）を土地所有者に発送する予定でございます。これによりまして、登記簿の地目変更ができ、土地の譲渡に係る農地法の制限はなくなります。今後、事業者は県の廃棄物リサイクル課と廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく指導を受けていくこととなります。

以上、ご審議につきましてよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。何かございませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

この議案は、事務局の説明のとおり20年以上農地でない状態が続いていることから、本案件について農地法第5条の規定による許可申請は不要とし、農地に該当しない土地として非農地判断を行い、申請人に非農地通知書を送付することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）は、農地法第5条の規定による許可申請は不要とし、農地に該当しない土地として非農地判断を行い、申請人に非農地通知を送付することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 7月21日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査

の結果につきましては、特段問題となるような事項は見当たりませんでしたので、ご報告をさせていただきます。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年7月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法第3条の申請は議案書2ページ記載の5件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

事務局 案件のナンバー3の補足の説明を行います。

ナンバー3の案件につきましては、6月の総会で承認された農地付き空き家購入に伴う3条申請でございます。申請者の住所が〇〇県ですが、これは3条申請が許可になった後に住宅についても本契約を行い、一家3人で住所を〇〇に移すとのことでございます。

以上です。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

1番。

1番委員 1番です。議案第2号の農地法第3条の1番でございます。この件につきましては、先月、5条で出てきた案件で、太陽光の案件でございました。これは取りやめになりまして、太陽光が取下げになりました。この場所は、〇〇から3、400メートル北上したところを左に入った場所なのですけれども、受け人の〇さんがこの案件のすぐ後ろに最近移り住んでおりまして、娘さんのところに通いながら野菜等を、広過ぎない、狭過ぎない、ちょうどよい土地ということで入手したということなのです。渡し人は、高齢で耕作も大変になり、売買が成立してよかったということによっております。受け人のほうも取りあえず農機具等も一通り揃っており、特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願をいたします。

議長 ほかにございますか。

13番。

13番委員 13番です。事務局の補足説明のとおり、空き家バンクに登録された空き家が

契約成立したために申請が行われているものでありまして、特に問題はないと  
考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。2号議案、3条関係の4番です。これは〇〇の500メートルほ  
ど西側に位置するところでございます。そのまた南側に畑があるのですが、こ  
れは受け人の〇〇さん、これは造園業をやっている方なのですが、渡し人の〇  
〇さんと〇〇関係にあるのです。長年にわたり田んぼ、畑を借りて耕作してい  
るのですが、田についてはカライモが長く植わっております。それから、畑に  
ついては苗木等が整然として非常に丁寧に管理がされているということで、特  
に問題はございませんので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第2号の農地法の第3条の5番の関係ですが、〇〇の立体交  
差、〇〇の東の信号の西側、そのの県道より南側に入る土地なのですが、渡し  
人のほうの関係の土地が太陽光発電ということで、5条申請の52番と関連し  
てくるわけですけれども、進入路確保のための用地を売って、その交換分合の  
用地ということで奥りを隣接する土地を譲渡するということでもありますので、  
特別に問題はないかと思いますが、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 7 番委員 1 7 番から説明させていただきます。案件の2番なのですが、これについては  
〇〇の優良田の、〇〇のところから2つ目に入った場所でございます。受け人  
については、前〇〇様から全部譲渡していただいて農業のほうをやっております。  
その関係で、ここの土地については、この人はもう距離が離れていて田ん  
ぼの耕作できないということなので、譲り受けたいと言ったものですから、ほ  
かには問題ないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

議 長 ほかにご意見ありますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したい

と思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班と審査の必要が生じた場合には連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番及び2番の2件、2班に3番の1件、3班に4番及び5番の2件、以上合計5件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年7月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第3号、農地法4条の申請は議案書3ページ記載の1件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

1番。

1番委員 1番です。3号、第4条の1番でございます。この場所は、以前も案件として出てきまして、不許可になっている場所なのですけれども、場所的には〇〇から〇〇の〇〇ですか、四つ角へ行く場所の中間点になるかと思えますけれども、その道路のすぐ脇なのですけれども、以前はこれは、地目は田んぼなのですけれども、今現在は田んぼの体は全くなしておりません。竹やぶですね。竹やぶも物すごくインパクトの強い場所なのですけれども、このまま置いても恐らく竹やぶがなお繁茂してくる状況だと思います。それで、ここは田んぼなのですけれども、竹を整理して、そこへヒノキあるいはケヤキ等、自分のうちに苗があるということで、これを植えさせていただくことで、それ以外、このまま置いてもいいことはないと思いますので、何とか皆さんのご

審議をいただいて許可ができたらと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。  
それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したい  
と思います。  
なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた  
場合には連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番の1件、以上合計1件を付託します。  
次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請審議につい  
てを議題とします。  
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか  
ら審議のうえ議決願いたい。  
令和2年7月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。  
続きまして、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。  
令和2年7月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。  
議案第4号、農地法第5条の申請は議案書4ページから11ページ記載の56  
件、計画変更申請が議案書12ページ記載の1件です。受理した申請書は、農  
地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。  
以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。  
本案について意見のある方お願ひいたします。  
4番。

4番委員 4番です。議案第4号、農地法第5条関係の1番です。この案件は、受け人が  
地元とすれば大きな会社でございまして、会社の駐車場ということで問題ない  
と思いますので、よろしくお願ひいたします。  
それから、14番の案件でございまして、この案件は、〇〇という〇〇の住宅と  
住宅の間にある畑でございまして、農地等に影響はないと思いますので、よろ  
しくお願ひをいたします。  
33番の案件でございまして、この案件は、一度否決された案件でございまして、  
再度案件に上がってまいりました。地元の委員といたしますれば、前向きに考



えたいと思いますが、委員の皆様のそれぞれの意見があると思いますので、意見の参考にしたいと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。それから、34番、35番、44番、この3つの案件が同じ場所と言っているのか、続いている案件でございます。この場所は北側に竹やぶ、西側には太陽光もできており、周り等にも畑はないという状況でございます、問題ないと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それに、47番でございます。この案件は、安中市と〇〇市の境の〇〇に山があつて、安中市側に畑があるという場所でございます。そして、すぐ東側には大きな太陽光ができております。問題ないのかなと考えております。

一番最後に53番の案件でございます。一般住宅用地として、若い人が住宅を建てたいと。面積等についても問題ないと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

5番。

5番委員 5番です。5条の22番、これにつきましても環境整備みたいな形なのですが、けれども、実際は庭として使う場所だと思います。申請の居住者のすぐ前の北斜面の土手で、面積は非常に少ないのですが、庭もないようなところに家が建っているのですが、そこへ少し庭みたいなものをつくりたいということで、周辺は特に農地への影響はございませんので、問題ないと思います。

それから、23番、これは〇〇の〇〇川というのが走っているのですが、一番下へ来ると相当傾斜のきつい場所になります。ですからその周辺は大体もう荒地というか、もう耕作されておられませんので、東側は少し田んぼなのですが、西側はもう全く入っていけないような状況の土地です。周辺も全てこういう土地ですので、他の耕作地には問題あるとは考えられません。

それから、25番ですが、これは〇〇へ通ずる幹線道路の西側に位置する土地です。もう長年ずっと耕作しておられません。すごい篠やぶです。渡し人のほうも相当年ですし、昔からそれなりに農業をしていたようなふうではございません。そういう状況ですので、周辺ももう斜面のところなので、あまり耕作には向いていない場所でありまして、これにつきましても問題ないと考えております。

以上です。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の関係の6番です。これは国道18号の〇〇の南で、〇〇のところを歩いていったところの、ほとんど〇〇に接しているところの場所で、3種農地でありますので、問題ないと思います。

7番です。7番は、西と東が住宅で、北は大きな木が何本もあり、これも問題ないと思われま。

8番です。西に道路があり、それに面して南北に細長い畑であり、これも問題ないと思われま。

9番です。これは〇〇から〇〇に入るところの〇〇川の〇〇橋の南の場所でありまして、花の木橋から見て小高い場所にある場所で、西に資材置場があり、北側は道路で崖になっておりますので、これも問題ないと思います。

11番です。これは先ほどの7番の案件の南の一番低い畑であり、これは問題ないと思われま。

13番です。南は資材置場、北は住宅であり、東は道路、東西に長い畑で、これも問題ないと思われま。

続きまして、27番です。東に太陽光発電、南は道路で、北は〇〇川で、その北側の小高いところに〇〇がある場所です。これも問題ないと思われま。

37番です。これは国道18号のところにある〇〇から南へ行った〇〇に入るちょっと手前のところに〇〇があるところをちょっと西に行ったところなのですけれども、これ〇〇の住宅ということで、問題ないと思われま。

38、39、40です。これはみんなすぐそば、隣の畑なのですけれども、周りが住宅地でありまして、これも問題ないと思われま。

42番、これは国道18号の〇〇入り口から〇〇のほうに入ったところの〇〇の本当にすぐそば、隣のところでありまして、その入る道に北と南と両方の場所なのですけれども、これ南のほうはちょっと段々畑になっておりまして、〇〇のところまで行きまして、これも問題ないところなのです。北側がちょっと1段高いところでありまして、その北に〇〇の〇〇とか住宅とか、駐車場等ありまして、これも問題ないと思います。面積的にはかなり広い場所なのですけれども、これ問題ないと思います。

54番と55番、これも周りに住宅地であり、ポツンと残された畑であるので、これも問題ないと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議長 ほかにございますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第4号、農地法第5条関係の5番、10番、26番、36番、41番、51番の6件でございます。

最初に、5番からいきたいと思います。こちらは西側が山になりまして、その山林を崩して既に太陽光ができております。その下にある農地なのですが、斜面がちょっときついのです。それで、その西側にある山林のほうの太陽光のところから水が南側の県道に結構出てくるのです。ですので、斜面がこちらありますので、雨水対策だけはしっかりしていただきたいというふうに思います。周辺に与える影響はないと思われまますので、審議の参考にしてください。

それから、10番でございます。こちらは〇〇と申しましても、もう山のところなのですが、これも周辺が太陽光の計画が既にされておるところで、その残った部分になります。周りに与える影響はないかと思われまます。

続いて、26番でございます。こちらは〇〇というところなのですが、こちらも今、ちょっと離れたところに大きな太陽光ができております。これ自体は少し、1枚の畑なのですが、3段ぐらいに段々になっている畑なのです。南斜面になっております。下のほうは道ということでありまますので、今まで通りに使っているのであれば別に問題ないかなというふうに思われまます。

それから、36番、こちらは〇〇のちょっと西側に当たるところなのですが、昔安中市に〇〇があったところでございます。その跡地を引き継いでキャンプ場用地に使いたいということでありまますので、問題ないと思われまます。

それから、41番、こちら〇〇というところなのですが、周辺が太陽光の集団になっております。皆さんも前に現地調査へ行ったことがあると思いますが、その残った部分になりますので、周りに与える影響はないかと考えられまます。

それから、51番、こちらは以前に太陽光を許可したところの西側と東側になります。面積は広いのですが、斜面的には南斜面、ちょっと南側には新幹線の線路が走っているという状況のところでございます。一応水路とか、そういうのもありますので、坂ですけれども、周りに与える影響はほとんどないと思わ

れます。

以上でございます。審議の参考によろしくお願いいたします。

議長 ほかにごございますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。4 号の第 5 条の 4 番と 4 3 番です。この 2 点です。4 番につきましては、太陽光の案件なのですけれども、この土地は相続によりまして受け継いだということなのです。市外、〇〇に住んでおるのですけれども、遠距離であるのですけれども、それにも増して高齢のために管理ができないということで、太陽光にしたいということです。特にこれは周りに与える影響もないと思いますので、特に問題はないと思います。

それから、4 3 番ですけれども、これは〇〇地区から〇〇地区へ通ずる道路の南側なのですけれども、これも太陽光なのですけれども、周りはほとんど耕作しておりません。民家も近くにはございませんので、周囲に与える影響もほとんどないと思いますので、特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ほかにごございますか。

1 1 番。

1 1 番委員 1 1 番です。4 号議案の 5 条関係で、1 5 番、1 6 番、2 5 番、5 6 番です。この 4 件です。

まず、1 5 番です。〇〇の 1 0 0 メーターぐらい東方の北側になる場所でございます。これについては、宅地も含めてなのですが、宅地の前に 3 枚田んぼがあるわけですが、一番北側は草を刈ったような状態です。あとの 2 枚は全部放棄地みたいな形で木が茂っているような状態でございます。それで、その畑の前は駐車場及びコインランドリーですか、それがあって特に他の農地に与える影響はございませんので、よろしくお願いいたします。

それから、1 6 番ですが、これは〇〇の西方 5 0 0 メーターぐらいのところなのですが、信越線と住宅地に挟まれた土地でございます。これは特に他の農地に与える影響はございませんので、よろしくお願いいたします。

それから、2 5 番につきましては、〇〇信号より東方、2 0 メーターぐらいの北側にあるのですが、住宅がそこにあります。〇〇さんの住宅がそこにあり、〇〇が亡くなられたので、〇〇のほうへ引っ越したという、その住宅の裏に土

地があるのです。農地が。それで、これが〇〇さんですか、これが〇〇さんです。〇〇さんになるのです、〇〇さんの。その関係で将来住宅を〇〇さんが買って管理するというので庭用地として買いたいということで、これも特に他に与える影響はないと見られますので、よろしくお願ひいたします。

56番につきましては、これはやっぱり〇〇の500メートルぐらい東になるのですが、今現在道と庭が続いているところのわずかな土地なのですが、もう長く庭用地として使用しているということでございます。これは3種ということで、特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第4号の農地法5条関係の2番の件ですが、市道を挟んで左右に2か所に分かれておりまして、北側と東側、市道に隣接しておりまして、西側のほうには会社で、それから住宅が建っております。それから、東側のほうの土地につきましては、北側は市道ですので、東と西が市道に囲まれておりまして、農地に与える影響はないと思われまゝ。また、これにつきましては、昨年12月の農振協議会のときに出している土地でございますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 7番。

7番委員 5条の28番についてです。この土地は、〇〇山にある安中市の遊歩道に隣接する土地です。2種農地であり、売買ということで問題ないと思ひます。

それから、45番については、〇〇の〇〇の北側の山で、山の中にある農地で、農地と山林の混在するところでございます。既に南側と東側は太陽光ができております。

それから、46番については、45番のすぐ隣ということであります。よろしくお願ひします。

議 長 ほかにございますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第4号、農地法5条、18番と19番の2件です。2件とも太陽光設備の設置ということで申請が出ております。

まず、18番につきましては、申請地の東側は国道に面しており、南側が資材

置場、西側につきましては老木が一部植わっております。その先深い崖っぷち状態で落ち込んでいるところでありまして、3方向ともに農地以外のところに面しているということで、問題ないと思います。

それから、19番ですが、これも3面とも農地以外に面しておりまして、北側は県道に面して、南側は信越線に面して、西側は住宅地と水路に面しているところでございます。3方向農地以外に面しているところです。ここも太陽光設備用地として問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかにもございますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第4号、農地法の5条の関係の3番、17番、21番、29番、30番、48番、52番の7件になりますが、順を追って説明させていただきます。

3番でございます。これは住宅用地ということで、県道の北側に面しておりまして、西側も公道に面しております。特に周辺農地は東に小さい耕作放棄地があるわけですが、それほど影響はないと思われまますので、よろしく願いいたします。

それと17番です。この土地については、やはり〇〇だから西へ行って県道の奥へ入るわけなのですが、西側が住宅、北側も住宅でございます。南側、東側は農地があるわけですが、私もその東側を耕作しておりますし、問題はないと思われまますので、よろしく願いいたします。

21番です。これは、昨年前期の農振除外申請で除外されました土地で〇〇の資材置場ということで、再度転用申請が出ました。これは特に問題はないと思われまます。

29番です。これは、先月と先々月にやはり申請が出ていまして、それとは別に大きい畑でございましたので、3回目の分譲、3回目、4回目になりますか、〇〇の東側の県道に面した農地でございます。29番については一番手前の東側に当たる農地でございます。

それと30番は、その先月、先々月許可になりました農地の一番西側に当たります三角の農地ということで、周辺農地には特に問題はなかろうかと思われまますので、よろしく願いいたします。

それと48番です。これは、〇〇の四つ角の東の太陽光施設のある県道の反対側、北側に面している土地でございます。これは県道と市道が北側で、西側と東側に小さい農地があるのですが、この辺は住宅地となりますので、特に問題はなかろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それと52番です。3条のほうの申請の関連で、前にも話ししましたが、これは〇〇の東側の立体交差の西側に当たる太陽光発電の関係の農地ですが、進入路が64平米と太陽光発電のほう1,700平米ぐらいですか、その辺の関係なので、これも私が西側を耕作していますが、東側は宅地に面しております。特に問題はなかろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第4号の農地法5条関係の申請の20番になります。ここは東側と南側に道路が面しております。ほかの圃場にも直接は触れておりませんので、ほかの耕作に支障はないと思われまして、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 ほかにございますか。

16番。

16番委員 16番です。議案第4号、農地法第5条の件で、まず31番になるのですが、これは周り中もう耕作しているような形は一切ありません。この場所ももう籬やぶで、中が全然見通せないような場所ですので、問題ないと思っております。続きまして、32番、31番の目と鼻の先なのですが、ここも耕作しているような周りありませんし、この場所も耕作しないで草だらけの畑ですので、まったく問題ないと思われまして。

続きまして、49番になります。こちらもきれいに草は刈ってあるのですが、耕作しているような状況ではありません。周りにも耕作している畑はないので、問題ないかと思われまして。

以上です。

議長 ほかにございますか。

13番。

13番委員 13番です。農地法第5条、50番の案件です。この畑は国道18号、〇〇の

入り口付近にありまして、北側に面しており、東側には道がございまして、露天資材を置くには適しているかと思ひまして、土地の北側は宅地で、その北側は山林でありますので、この近くに畑はないので、許可相当であると思ひます。ご参考にしてください。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第4号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査が必要と生じた場合には、連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から20番の20件、2班に21番から37番の17件、3班に38番から56番の19件、併せて計画変更1番の20件、以上合計57件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩といたします。

(休憩午後 2 : 43)

(書類審査)

(再開午後 3 : 10)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第2号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第2号、農地法第3条の関係は、1番、2番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 8番です。2班に付託された議案第2号、農地法第3条関係は、3番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したと



おりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第2号、農地法第3条関係は、4、5番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告は終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ございませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査の結果、各班から報告を求めます。

2班。

2班班長 8番です。2班に付託された議案第3号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。ありませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号に対する書類審査の結果、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第4号、農地法第5条関係は1番から20番までの20件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているものであります。許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 8番です。2班に付託された議案第4号、農地法第5条関係は21番から37番の17件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、33番を除くほかの案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

また、33番の案件については、農地分割の再提出ですが、以前にも農地の中間の転用のため問題があり、連合審査をお願いいたします。

以上です。

議長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第4号、農地法第5条関係は、38番から56番の19件です。並びに計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 ただいま議案第4号の班長の報告の中、2班班長より、番号33番について連合審査の提案がありました。

最初に、番号33番を除く1番から32番及び34番から56番、計画変更1

番については、質疑、採決を行い、続いて連合審査で番号 3 3 番を審議することといたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしなので、それでは、議案第 4 号について、3 3 番を除く案件について質疑を行います。何かございますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 4 号のうち 3 3 番を除く案件に対する採決を行います。本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号のうち 1 番から 3 2 番及び 3 4 番から 5 6 番、計画変更 1 番、農地法第 5 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

それでは、連合審査に入ります。議案第 4 号、3 3 番について連合審査により審議をお願いいたします。本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

2 番。

2 番委員 2 番です。こちらの案件は、前回提出された内容と若干面積を変更して提出してはいますが、前回否決した内容を是正する内容の申請にはなっておりませんので、否決が妥当かと思えます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 これより議案第 4 号、3 3 番に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 4 号、3 3 番に対する採決を行います。

本案に対する連合審査の結果、不許可の意見が出ております。

お諮りします。不許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手少数。

議長 挙手少数であります。  
次に、許可とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手多数。

議長 挙手多数であります。  
よって、議案第4号、33番、農地法第5条の規定による許可申請については許可とすることに決定いたしました。  
次に、日程第7、議案第5号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請についてを議題とします。  
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。農地法第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。  
令和2年7月27日、安中市農業委員会会長竹内佳重。  
農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用について。区域、安中市〇〇ほか1筆。下限面積、1アール。  
以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局。  
事務局 補足いたします。別紙のほうで調査票のほうをお配りしておりますので、そちらのほうの内容も併せて確認していただければと思います。いずれも現地を確認しましたところ、大分繁茂しておりましたが、契約が成立したときには、こちらのほう開拓するような条件で契約のほうを進めているということでもあります。  
場所につきましては、2ページ目以降に簡単な地図のほうをつけさせていただきましたので、そちらのほうもご確認いただければと思います。  
以上です。

議長 説明が終わりました。  
本案について質問等ありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
お諮りします。本案について、農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請については、原案のとおり農地の指定をすることに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局。

事務局 今回の議案は、全て中間管理事業による利用権設定となります。このことについて補足説明させていただきます。

まず、これらの農地は全て〇〇の農地です。現在区画形質変更の工事が完了していますが、換地処分前の一時利用地の指定をされた状態です。そのため、利用権を設定する土地は、登記されている従前地で契約しますので、従前地の地番が登載されています。登記完了後には、地番の読み替えを行います。

次に、この計画の中に大字が〇〇町となっている地番があります。これは、安中、〇〇両市の境界変更があったこと、換地後の新しい地番の登記が済んでいないことから生じているものです。よって、所在は安中市となります。

最後に、地目が原野、山林となっている地番があります。これは現地は畑地として改良済みで、換地後も農地として利用されることが確実であるため、この計画に登載しております。

なお、後ほどご審議をお願いする議案第7号の農用地利用配分計画案についても、この全148筆が登載されておりますが、同様の記載となっておりますことを併せて申し添えます。

補足説明は以上となります。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和2年7月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書14ページから15ページ記載の29件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

議 長

説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委 員

なし。

議 長

なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第6号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第7号 農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして、A4判1枚紙の農地中間管理事業担い手情報と記載された一覧表を御覧ください。こちらのほうには、借受希望者の営農状況等を添付させていただきましたので、ご参考にしてください。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され、意見を求められたので、審議願いたい。

令和2年7月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用配分計画（案）は、議案書16ページから21ページ記載の12件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

以上です。

議 長

説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。ないですか。

委 員

なし。

議 長

なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、農地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和2年第7回安中市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議をいただき、ありがとうございました。

時に午後 3時32分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和2年7月27日

安中市農業委員会会長

1番委員

15番委員